

○障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則

平成24年6月29日

島根県規則第72号

改正 平成25年3月29日規則第28号

令和2年7月28日規則第69号

令和3年7月16日規則第96号

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則をここに公布する。

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（平25規則28・一部改正）

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2第2項及び第51条の31第2項の規定による届出は、様式第1号によるものとする。

2 児童福祉法第21条の5の26第2項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第2項の規定による届出は、様式第2号によるものとする。

（平25規則28・令2規則69・一部改正）

（届出事項の変更の届出）

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定による届出は、様式第3号によるものとする。

2 児童福祉法第21条の5の26第3項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第3項の規定による届出は、様式第4号によるものとする。

（平25規則28・令2規則69・一部改正）

（区分の変更の届出）

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2第4項及び第51条の31第4項の規定による区分の変更の届出は、様式第1号によるものとする。

2 児童福祉法第21条の5の26第4項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、様式第2号によるものとする。

（平25規則28・令2規則69・一部改正）

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第28号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第96号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則

様式第1号(第2条、第4条関係)

受付番号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書
年 月 日

島根県知事 様

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

		事業者(法人)番号										
1 届出の内容												
		(1) 法第51条の2第2項及び第51条の31第2項関係(整備)										
		(2) 法第51条の2第4項及び第51条の31第4項関係(区分の変更)										
2 事 業 者	フリガナ 名 称											
	住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)										
	連 絡 先	電話番号					FAX番号					
	法人の種別											
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名				フリガナ氏名				生年月日	年 月 日	
	代表者の住所	(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)										
3 事業所名称等、指定年月日、事業所番号及び所在地(別添資料としても可)	事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地								
	計 数	か所										
4 法の該当する条文(事業者の区分)	(1) 法第51条の2(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)											
	(2) 法第51条の31(指定相談支援事業者)											
5 (法施行規則第34条の28第1項及び第34条の62第1項)第2号から第4号までに掲げる届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)					生 年 月 日 年 月 日					
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要										
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要										
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称及び担当部(局)課											
	事業者(法人)番号											
	区分変更の理由											
	区分変更後行政機関名称及び担当部課											
区分変更日												
年 月 日												

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則

様式第2号(第2条、第4条関係)

受付番号

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

島根県知事 様

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

事業者(法人)番号

1 届出の内容					
(1) 法第21条の5の26第2項、第24条の19の2及び第24条の38第2項関係(整備)					
(2) 法第21条の5の26第4項、第24条の19の2及び第24条の38第4項関係(区分の変更)					
2 事 業 者	フリガナ名				
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号	FAX番号		
	法人の種類別				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ氏名	生年月日	年 月 日
	代表者の住所	(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)			
3 事業所名称等、指定年月日、事業所番号及び所在地(別添資料としても可)	事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地	
	計 かつ				
4 児童福祉法上の該当する条文(事業者の区分)	(1) 法第21条の5の26(指定障害児通所支援事業者等)				
	(2) 法第24条の19の2(指定障害児入所施設等の設置者)				
	(3) 法第24条の38(指定障害児相談支援事業者)				
5 (児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び第25条の26の9)第1項第2号から第4号までに掲げる届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)	生 年 月 日 年 月 日		
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要			
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要			
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称及び担当部(局)課				
	事業者(法人)番号				
	区分変更の理由				
	区分変更後行政機関名称及び担当部課				
区分変更日		年 月 日			

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則

様式第3号(第3条関係)

受付番号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)

年 月 日

島根県知事 様

事業者 名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

事業者(法人)番号

変 更 が あ っ た 事 項

- 1 法人の種別及び名称(フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地、電話番号及びFAX番号
- 3 代表者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 4 代表者の住所及び職名
- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

変 更 の 内 容

(変更前)

(変更後)

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則

様式第1号（第2条、第4条関係）

（平25規則28・令3規則96・一部改正）

様式第2号（第2条、第4条関係）

（令2規則69・令3規則96・一部改正）

様式第3号（第3条関係）

（平25規則28・令3規則96・一部改正）

様式第4号（第3条関係）

（令3規則96・一部改正）